

## 逗子市重度心身障がい者（児）手当支給事業の見直しに関するパブリックコメントの実施結果

■実施期間： 令和3年9月6日（月）から令和3年10月5日（火）まで

■提出された意見の数：9件

■意見提出人数：6人

■意見の総数及び市の対応概要

対応区分の記号	対 応 区 分	件 数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	0件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	1件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	4件
▲	意見を反映させることが困難なため、素案どおりとしたもの	4件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	0件

■意見の概要と市の対応

No.	意 見	対応区分	回 答
1	<p>身体障害者手帳保持者に幅広く、1～6級まで支援されることには賛成ではある。他の市でもあまり聞いたことはない。</p> <p>そもそも身体障害者の等級と生活・就業状況等が合わなくなっているのので、上記のような考え方には賛成。</p> <p>一方で重度心身障がい者（児）手当支給事業の見直し事業が年間720万円の節税になっていることに、正直この提案に関して失望した。</p> <p>重度障がい者医療費の助成がR2年度に支給対象に所得制限が設けられ、その結果、約20名で400万円の節税をされている。</p> <p>市長選の時にこのことを決定した元平井市長に重度障がい者医療費助成の質</p>	▲	<p>障がいのある人への支援は、現行の重度心身障がい者（児）手当（以下「手当」と言います。）を含め、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや自立支援医療、補装具費の支給、重度障がい者医療費の助成など、様々な事業を福祉サービスとして一体的に実施しております。</p> <p>手当は、障がい者施策が十分に行き届いていなかった時期に、福祉の増進を図ることを目的に開始した制度です。障害者権利条約への署名以降、関係法の制定・改正を経て、障がい者施策の充実が図られ、多様化するニーズに対する</p>

問をしたが、医療助成と手当の違いも理解していない。更には逗子市は他市町村よりも高水準（元平井市長も同様に答えていた）と記載されているが、当時神奈川県下での支給対象を調査した結果、重度障がい者医療費の助成に所得制限を設けている市区町村は全体の 1/3 程度であり、それが他市町村よりも高水準と言える根拠を教えて欲しい。もちろん手当および医療助成に国の基準では所得制限があることは理解している。

高齢者・身体障害者・子ども・ひとり親などいわゆる弱者からはサービスを奪い取ることで市職員の年収をできる限り維持するようなことが、今後の逗子市にプラスになるとお考えであるか、甚だ疑問である。

まずは全国的に見ても高水準な逗子市の市職員の人件費を 1 人あたり 50 万程度カットすることから始め、それでも財政運営ができないのであれば、今回のようなことは検討の余地はある。順番を考えてほしい。これ以上、弱者をいじめないで欲しい。

仮に所得が上回っているとしても、身体障害者になることでどれくらい医療費に負担がかかっているのか、それ以外の金銭的負担があるのか、また目には見えない負担などご存じないから今回のような「恥知らずの事業提案」を思いつくのではないのでしょうか。所得を上回っていてもそれぞれの家庭の状況があるので、一概に生活が楽であるとは言い切れない。

65 歳以上のあらたな申請者を認めない旨の記載があるが、年金がどの程度の額をご存じのことだと思うが、医療費等含めると身体障害者の生活は健常者より厳しいことが予測され、更には支給年金額も少ないと考えられる。

市広報に内容がわからなようにパブコメ募集を行い、この事案が市議会で決議されること、これは完全に弱者への裏切り行為である。桐ヶ谷市長率いる新生市役所にきたいしたが、とても残念である。ふるさと納税をどんどん他市へ行くことにします。もう一度いいますが、他市町村より高水準なのはあなた方逗子市役所の年収ですよ。こんなやり方で逗子市民から協力してもらえと思わないで欲しい。桐ヶ谷市長に 4 月 13 日付で情報公開運営審議会

支援が進められてまいりました。

さらに、本市においても、これまでグループホームの設置費の補助、就労支援、地域生活支援拠点等の整備など、障がいのある人への支援の充実に取り組むとともに、18 歳以降を見据えた先進的な取り組みとして、療育教育総合センターを整備するなど、障がいのある子ども、発達に心配のある子どもとその家族の支援の充実にも取り組んでまいりました。

その結果、例えば、障害福祉サービスや障害児通所支援に係る扶助費の総額は急激に増加しており、平成 22 年度で 4 億 3 千万円となっていた決算額が、令和 2 年度には 9 億 4 千万円と直近 10 年で 2 倍以上になっております。個別的な障がい特性等を踏まえた支援に高い需要がある状況において、今後も障害福祉サービス等の充実に伴い、扶助費の増加が見込まれます。

以上のことから、限られた資源を有効に活用し、障がいのある人やその家族の多様化するニーズに対応し、手当を将来にわたって持続可能な制度として安定的に事業を実施していくため、対象者を拡大する一方で制限を伴う今回の見直しを図るものです。

	<p>として提案したこと（市民と行政の協業するための広報戦略）を理解していればこんな恥知らずの事業提案は出てこないはず。</p>		
2	<p>見直しの考え方について          障害程度による経済的な格差が生じうることの是正を見直すという考え方について、一概に障害程度区分や、手帳の判定・等級により、経済的困難さを一律に線引きできるものではない。しかし、ある程度、生活上の困難さ、家族介助負担は、障害程度区分、手帳判定区分によって、実態の困難さを示している点において妥当性がある。そこに重度障害者と中・軽度障害者とを比較し、経済的格差があることを問題と考えることに異論を唱えたい。実態的に見れば、重度な障害者がいれば、当然に家族負担は重く、重度は重度なのである。重度ほど保護者の就労率も低いという実感がある。留守番ができる程度の軽度であれば、就労に至ってのハードルは重度と軽度では大きく違うものである。軽度障害者の家族に手当が不要でもなく、一定の支給対象の拡大に反対するものではないが、重度障害者の現状の手当が生活上の必要支出に対し、過度に多額な訳ではなく、こちらを削って、こちらに回せという考え方をそのまま障害程度区分を用い、スライドすれば良いというものでもない。</p>	■	<p>本事業を見直すにあたり、現在の受給者への影響、幅広い支援、安定的な事業継続等に留意しました。          現在の受給者に極力影響しないことが重要であること、当事者団体から軽度の障がい認定の人についても支援が必要とのご要望を受けていること、介護保険制度、老齢年金制度、後期高齢者医療制度を含めた高齢者施策による支援が可能であることを考えあわせ、本事業を将来にわたって持続可能な制度として安定的に実施していくため、さらには障がいのある人全体への支援の充実を進めるために、障がいの種別、等級に関わらず、個々の日常生活の困難さに少しでも寄りし福祉の増進を図ることを目的として検討しております。</p>
3	<p>支給月について          年一回払いに変更しても、財務上の事務経費および諸経費の削減に繋がることを勘案し、問題ないとする。</p>	□	<p>ご指摘のとおり、今回の見直しは、対象者の拡大を伴うものであるため、事務効率や適正な支給の観点から、年1回の支給とさせていただきます。</p>
4	<p>見直し額について          パブリックコメント中、グループホーム入居者の事例では、ある一定の条件で、手当の必要性に調整を設ける旨は理解できるが、問題の本質とは違う。一番手当の意義として大きいのは、本人を抱える家族の経済的な負担の有無である。手当額を考慮する際、要件として欠かせない内容となるのが、本人と家族同居の場合であり、特に保護者の就労が困難となる障害者（家族が不</p>	▲	<p>今回の見直しは、法令や制度の改正等により、障がいのある人を取り巻く環境やサービスが整備されてきていることや、障がいの程度により経済的な格差が生じうること、本事業の安定的な継続等の観点から、支給対象者、支給要件及び手当の額などについて検討しております。          重度の障がいのある人への支援につきましては、本手当の</p>

	<p>在にできない見守りの必要性、自立での登下校・通所が不可能など)、ひとり親、18歳以降の学齢期卒業後の預かり先がなく、家族が退職を余儀なくされる場合である。これらに該当する在宅障がい者福祉手当の重度者のうち、身体1、2級、療育手帳A判定、精神1級については、現行のまま、支給額の削減はやめていただきたい。</p>		<p>ほか、障害年金や他の手当制度をご案内するとともに、今後も個別的な障がい特性等を踏まえた障害福祉サービス等を活用し、丁寧かつ細やかな対応により支援の充実を進めてまいります。</p>
5	<p>知的障害のAカテゴリーは実質的にはほぼ雇用契約対象になる最低賃金の就業は困難であり、むしろA1A2それぞれを増額しグループホームでの生活が成り立つような額面にするべきだと思う。</p>	▲	
6	<p>療育手帳Aと療育手帳Bの支給額（見直し後）の差が大きすぎる。療育手帳Bの人にも支給対象を広げる今回の見直しは評価するが、額が少なく手帳Aとの違いが大き過ぎると感じる。</p> <p>医学モデルでの手帳判定や、幼少期の判定が高齢になっても変更されないなど手帳判定への疑問もあるが、A=重度B=軽度と2分割は実態にそぐわない。他の障害のように区分を細かく（A1,A2,B1,B2）分けることも考えられないか。</p>	■	<p>今回の見直しに当たっては、限られた資源を有効に活用し、軽度の障がい認定の人も含めた幅広い支援と安定的な事業継続を両立させる一方で、現在の受給者に極力影響しないことが重要であること等も考慮いたしました。</p> <p>ご提案の内容につきましては、現行制度の対象者に影響が大きくなってしまふことから困難と考えますが、今後の事業運営の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>年金+収入の額で支給額を決めるような要件の見直しを希望する。</p> <p>これまで当会では手帳B、障害年金2級で十分な収入（給料・工賃）を得られない人に対する経済的支援を要望してきた。平成26年のアンケート調査では、手帳Bの11名の内9万円以上の収入はある人は3名、1万円以下の工賃しか得られない人が4名で、かなり格差があった。</p> <p>限られた財源の中で真に経済的支援が必要な人に手当が支給されるよう、今後の要件の見直しの際には、手帳の判定のみでなく、年金額、収入額を考慮に入れた支給基準を作ってもらいたい。</p>	▲	<p>障がいのある人の収入や就労の状況は様々ですので、適正な支給や事務効率などの観点から、個別的な基準の導入は困難と考えます。</p> <p>ご意見を参考にしながら、就労等支援事業の充実など障がいのある人の自立に向けた取組も進めてまいります。</p>

<p>この額の数字を見る限り、身体障害者手帳4～6級の方々、療育手帳B・精神障害者保健福祉手帳3級の方々、および腎臓機能障害で血液透析該当者の方々の助成金を捻出するために、重度の方々の分を削ったように見えます。利益追求する会社組織ではなく市の制度なのに、どうして障がい福祉課内で無理矢理、予算を完結させるような、コスト削減重視なやり方になってしまうのでしょうか。</p> <p>木を見て森を見ずと揶揄されそうな意見を申しますが、2～3年前くらいに、朝、大雨の中をレインコートを着て傘を差し車いすを押して歩いている方を見ました。重度の障がい児のお子さんを車いすに乗せて、養護学校のバス停まで歩いている途中だったのでしょうか。その時点でさえ、大雨の中、介護タクシーを使う余裕がなかったのだと見受けます。これから手当て金を削減されたら、重度の障がい者は学校や仕事に行く機会が、より失われるでしょう。それに、そういった車いす自体も、購入時、補助金が全額は助成されませんよね。助成金はお金ですが、そのお金は単にお金ではなく、車いすだったり、介護タクシー代だったり、義足や義手や、体幹機能の弱い方の補装具だったりするのです。</p> <p>私には重度の方々の、車いすや補装具を取り上げるような形になる制度の見直しが理解できません。福祉や教育は、私個人としては、予算を減らすべき部分と思っていないからです。それでも減らさなければならないのなら、別のところからでなく、重度の方々から手当てを取り上げる理由が、知りたいです。</p> <p>第一、福祉に対して、なぜ格差是正が必要なのですか。好きで手足を失ったり最初から障害を持って生まれた訳でもないのに、「重度の人たちは得をしているから是正しろ」と言う人たちが逗子市内にいるのが信じられません。</p> <p>それに、減額するにしても、もう少し、やりようがあるのではないのでしょうか？</p> <p>6000円×12か月＝年額72,000円→年額60,000円というのも、5000</p>	<p>■</p>	<p>手当は、障がい者施策が十分に行き届いていなかった時期に、福祉の増進を図ることを目的に開始した制度です。障害者権利条約への署名以降、関係法の制定・改正を経て、障害福祉サービスや補装具費の支給及びそれらにかかる利用者負担の軽減措置など、障がい者施策の充実が図られ、多様化するニーズに対する支援が進められてまいりました。</p> <p>今回、本事業を見直すにあたり、現在の受給者への影響、幅広い支援、安定的な事業継続等に留意しました。</p> <p>現在の受給者に極力影響しないことが重要であること、軽度の障がい認定の人についても支援が必要であること、介護保険制度、老齢年金制度、後期高齢者医療制度を含めた高齢者施策による支援が可能であることを考えあわせ、さらには障がいのある人全体への支援の充実を進めるために、障がいの種別、等級に関わらず、個々の日常生活の困難さに少しでも寄り添い福祉の増進を図ることを目的として検討しております。</p> <p>また、重度の障がいのある人への支援につきましては、本手当のほか、障害年金や他の手当制度をご案内するとともに、今後も個別的な障がい特性等を踏まえた障害福祉サービス等を活用し、丁寧かつ細やかな対応により支援の充実を進めてまいります。</p>
--	----------	--

円×12 か月＝年額 60, 000 円→年額 50, 000 円というのも、16%以上の減額ですよ。

1989 年から始まっている消費税でさえ、30 年以上かけて 10%までしか上がっていないのに、いきなり次の年から 16%以上手当を削減するようなやり方は、大変、厳しい方法だと思います。16%以上の手当を削減は、見直しの考え方で述べられているような「持続可能な制度」を目指しているとは思えません。年々 1%ずつ減額とか、もう少し、重度の障がい者の方々に優しい方法を取ることは、できないのでしょうか。

減額の額面の根拠も解りません。

6000 円×12 か月＝年額 72, 000 円→年額 60, 000 円になるのは、「たった 12, 000 円減るだけだからいいですよ？」と発言できるような年収を稼げている方が、発案したのではないかと感じてしまいます。そもそも、この数字の根拠はどこから来たのでしょうか。なぜ、これだけの減額が妥当という事になったのか、根拠がよく解りません。重度の方々から年間これだけ減額すれば、対象者を拡大できるという意味ですか？

一見して、「対象者の拡大」という文字に、「拡大」の印象を残そうとしていますが、重度の方たちから取り上げた分を軽度の方たちへ流しているだけで、それは比例ではなく反比例であって、「拡大」とは言えない気がします。重度の方々の手当を減額せずに、対象者の拡大を図るのは不可能な事ですか。

対象者を拡大するためだけに重度の方々の手当を減額するのなら、無理をして対象者の拡大をせずに、少しずつ対象者を広げていく方法もあるのではないのでしょうか。

もしくは、対象者を拡大しても、手当の額面をいきなり 15, 000 円からでなく、年々 1000 円や 1500 円からなど、少しずつ手当の額面を上げていくなどの方法を取る方が、より、安定的で「持続可能な制度」を目指せるのではないのでしょうか。

9	<p>重度心身障がい者（児）手当支給事業の見直しに関して、障がいの程度によらず経済的な格差をなくしていく取り組み、大変ありがたいと思います。手当は積み立てさせていただき、車椅子や補装具の費用等にあてさせていただいておりますが、自分の立場としては、最近高額な設備が必要となり、今後も住宅改修等が必要になる可能性が高く、今回の減額は少額ではありますが、今後このように減額となっていくと少し大変だな、という思いです。</p> <p>他市町村に比べて高水準となっているのはあまりよくないかと思いますが、使えるサービスが他市町村と異なっている部分もあるかなとは思いますが、個人的な状況で大変恐縮ですが、一つの意見として取り入れていただきたくよろしくお願いいたします。</p>	■	<p>今回の見直しに当たっては、現在の受給者への影響、幅広い支援、安定的な事業継続の観点で検討しております。</p> <p>ご意見を参考にしながら、今後も障がいのある人が安心して自分らしく暮らせるまちづくりに向けた取組を進めてまいります。</p>
---	--	---	---